

## 新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

県	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
	国	県	市				
22		○		給付奨学金及び授業料等の減免	<p>新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認されれば、奨学金の給付や、授業料等の減免が受けられます。</p> <p>※すでに大学等に在学している方が対象です。</p> <p>※2019年度に申し込みをして対象外となった方も支援対象になる可能性があります。</p>	<p>家計が急変した場合、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学している学校に事前相談を行ってください。</p> <p>事前相談において、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。その後の申込手続きは、必要書類を在学学校に提出した後、インターネットを通じて行います。</p> <p>※ただし、学校は給付奨学金の対象校として国または自治体の確認を受けた大学等である必要があります。</p> <p>※授業料等の減免は、給付奨学金を申し込んだ後、別途在学学校での申請が必要です。</p> <p>詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00)</p> <p>参考：日本学生支援機構ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html</a></p>
23		○		緊急採用・応急採用（第一種奨学金・第二種奨学金）	<p>現在の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、一定の要件のもと奨学金の貸与を受けられます。</p> <p>※「短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校」に在学中の方が対象です。予約採用は本制度の対象外となりますので、現在高等学校に在学中の方は、緊急採用・応急採用に申し込むことはできません。</p>	<p>詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00)</p> <p>参考：日本学生支援機構ホームページ 「緊急採用・応急採用」 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html</a></p>
24		○		奨学金の減額返還	<p>災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方で、一定の要件に該当し、当初約束した分割納付の額を減額すれば返還可能である方を対象に、申請により毎月の返還額が減額されます。</p> <p>1回の願出につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。</p>	<p>日本学生支援機構への申請が必要です。</p> <p>詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00)</p> <p>参考：日本学生支援機構ホームページ 「減額返還」 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html</a></p>

## 新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

群	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
	国	県	市				
奨				奨学金の返還期限猶予	災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を受けることができます。審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9:00~20:00)  参考：日本学生支援機構ホームページ 「返還期限猶予」 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/uyo/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/uyo/index.html</a>
25	○						
金・受				水道料金・下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払い猶予など、納入に関するご相談に応じています。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	・青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター TEL：022-371-8830  ・宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター TEL：022-304-0023  ・井戸水や公設浄化槽をご利用の方 建設局業務課 TEL：022-214-8337
26			○				
				ガス料金の支払い相談	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 (月曜日～金曜日 8:30～17:00)
27			○				
				NHK受信料の免除・支払い猶予	○免除について 持続化給付金の給付決定を受けた方が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している受信契約について、2か月分（免除の申請月とその翌月）の受信料が免除されます。申請受付期間は令和3年3月31日までです。また、それ以外の方についても、NHKの定める規定（免除基準）に該当することにより、受信料の全額または半額が免除となります。  ○支払い猶予について 全ての受信契約者の方を対象として、令和2年4月から令和3年3月までの受信料については、延滞利息が発生しません。また、この期間以外の受信料も、2期4か月分（1期は2か月分）の延滞までは、延滞利息が発生しません。	詳しくは、NHKのウェブページをご覧ください。  「持続化給付金」の給付決定を受けた方の受信料の免除等について <a href="http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html">http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html</a>  それ以外の方の受信料の免除について <a href="https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_list.html">https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_list.html</a>	仙台放送局みやぎ営業（宮城県全域担当） TEL：022-211-1042 (平日 10:00～17:00)
28	○						
				市税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付し、または納入を行うことが困難な方は、1年間、市税の納税の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、猶予期間中は延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や、分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。	市の担当部署に申請。 詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局北徴収課 ・青葉区にお住まいの方 TEL：022-214-8152 ・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-5027 ○財政局南徴収課 ・宮城野区、若林区にお住まいの方 TEL：022-214-8153 ・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8154 ・仙台市外にお住まいの方 TEL：022-214-8661
29			○				